



別紙様式第六 (第十条関係)

道路使用許可申請書			
天理 警察署長殿		2023年 5月 6日	
住所		天理市岩屋町459番2 外2筆	
申請者 氏名		JFEエンジニアリング關山辺・県北西部広域作業所 現場代理人 鈴木 健	
道路使用の目的	ハンドホール据付に掛かる材料搬入のため		
場所又は区間	天理市岩屋町459番2 外2筆		
期間	2023年 5月 19日 9時から 2023年 5月 25日 17時まで		
方法又は形態	歩道規制		
添付書類	位置図、交通対策図		
現場 住所	天理市岩屋町459番2 外2筆		
責任者 氏名	鈴木 健	電話	0743-61-0074
第 513 号 道路使用許可証			
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条件	別紙のとおり		
		5年 5月 7日	天理 警察署長 印

備考

- 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載する事。
- 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第 160号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に奈良県公安委員会に対して、審査請求が出来ます（なお、処分があったことを知った翌日から起算して 60日以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。  
処分の取り消しの訴えは（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に奈良県を被告として（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



別紙様式第六 (第十条関係)

# 道路使用許可申請書

2023年5月8日

天理 警察署長殿

住所 天理市岩屋町459番2 外2筆

申請者 氏名 JFEエンジニアリング關山辺・県北西部広域作業所

現場代理人 鈴木 健



道路使用の目的	埋設配管作業のため		
場所又は区間	天理市岩屋町459番2 外2筆		
期間	2023年5月25日9時から 2023年5月31日17時まで		
方法又は形態	歩道規制		
添付書類	位置図、交通対策図		
現場	住所	天理市岩屋町459番2 外2筆	
責任者	氏名	鈴木 健	電話 0743-61-0074

第 512 号

## 道路使用許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件	別紙のとおり
----	--------

5.年5.月  
天理 警察署長



備考

- 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載する事。
- 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第 160 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に奈良県公安委員会に対して、審査請求が出来ます（なお、処分のあったことを知った翌日から起算して60日以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。  
処分の取り消しの訴えは（取消訴訟）は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に奈良県を被告として（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



別紙様式第六 (第十条関係)

# 道路使用許可申請書

2024年6月25日

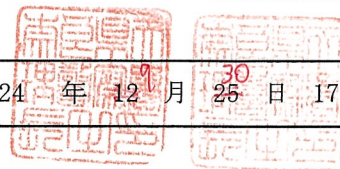
天理 警察署長殿

住所 天理市岩屋町459番2 外2筆

申請者 氏名 JFEエンジニアリング(株)山辺・県北西部広域作業所  
現場代理人 鈴木 健



道路使用の目的	エネルギー回収型廃棄物処理施設の出入口整備のため		
場所又は区間	天理市岩屋町459番2 外2筆		
期間	2024年7月1日9時から 2024年12月25日17時まで		
方法又は形態	歩道規制、道路規制		
添付書類	位置図、交通規制図		
現場	住所	天理市岩屋町459番2 外2筆	
	責任者	氏名	鈴木 健
		電話	0743-61-0074



第 785 号

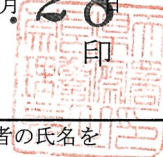
## 道路使用許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件	別紙のとおり
----	--------

6. 6月28日

天理 警察署長



備考

- 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載する事。
- 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- この処分について不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良県公安委員会に対して、審査請求が出来ます(なお、処分のあったことを知った翌日から起算して60日以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)  
処分の取り消しの訴えは(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に奈良県を被告として(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)





別紙様式第六 (第十条関係)

# 道路使用許可申請書

2024年 9月 18日

天理 警察署長殿

住所 天理市岩屋町459番2 外2筆

申請者 氏名 JFEエンジニアリング(株)山辺・県北西部広域作業部  
現場代理人 鈴木 健



道路使用の目的	エネルギー回収型廃棄物処理施設の出入口整備のため		
場所又は区間	天理市岩屋町459番2 外2筆		
期間	2024年10月1日9時から 2024年12月25日17時まで		
方法又は形態	歩道規制、道路規制		
添付書類	位置図、交通規制図(1, 2, 3, 5)		
現場住所	天理市岩屋町459番2 外2筆		
責任者氏名	鈴木 健	電話	0743-61-0074

第1160号

## 道路使用許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件	別紙のとおり
----	--------

6.9月24日  
天理 警察署長 印

- 備考
- 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
  - 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
  - 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載する事。
  - 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
  - この処分について不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良県公安委員会に対して、審査請求が出来ます(なお、処分のあったことを知った翌日から起算して60日以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)  
処分の取り消しの訴えは(取消訴訟)は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に奈良県を被告として(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)